

## 有料体育施設の使用料の現状について

### 1 体育施設の使用料改正の方向性について

市では、平成 29 年 4 月からの消費税率の引上げに伴う、使用料や手数料の改正に向けての事務を全庁的に進めています。

体育課としては、既存体育施設の使用料の改正事務を進めるに当たり、市の見直し方針に準じて使用料を改正したいと考えていましたが、現在、企画課を中心とする全庁的な検討が進んでいないことから、未だその方針が決定していません。

このため、当審議会の開催につきましては、当初のスケジュールから大幅に遅れているところですが、今後も全庁的な会議の動向を踏まえながら、使用料改正に向けての審議を進めていきたいと考えています。

### 2 有料体育施設における使用料の現状について

#### (1) 入間市市民体育館

使用料の設定については、近隣市の状況を勘案して設定したと思われます。使用料については、平成元年の消費税導入を機に改定の動きがあったものの、当初から改正されていません。

#### (2) 入間市武道館

使用料の設定については、市民体育館に準じて設定したと思われます。使用料については、当初から改正されていません。

#### (3) 入間市運動公園

使用料の設定については、中央公園に準じて設定したと思われます。使用料については、平成元年の消費税導入を機に改定の動きがあったものの、テニスコート以外当初から改正されていません。

① テニスコート

- ・昭和 52 年に「2 時間以内の使用料 150 円」等と設定
- ・昭和 54 年に「陸上競技場」と「50 メートルプール」と「児童用プール」を設置したことに併せて、施設の維持管理に必要な財源確保のため、料金改定「2 時間当たりの使用料 300 円」を実施
- ・平成 21 年にテニスコートの大規模改造工事を実施したことに併せて、受益者負担の適正化に向けた対応、近隣市とのバランス、施設の特徴（全天候型）などを加味し、料金改定「2 時間当たりの使用料 300 円⇒600 円」を実施

(4) 中央公園

使用料の設定については、近隣市の状況を勘案して設定したと思われます。各体育施設の使用料の改正経緯は以下のとおりです。

① テニスコート

- ・昭和 41 年に「2 時間以内の使用料 150 円」等と設定
- ・昭和 54 年に施設の維持管理に必要な財源確保のため、料金改定「2 時間当たりの使用料 300 円」を実施
- ・昭和 63 年にテニスコートの夜間照明設備の設置に伴い、近隣市の状況を勘案し、受益者負担の観点から、使用料を 1 時間当たり 300 円に設定

② プール

- ・昭和 41 年に使用料を下記のとおり設定

種 別	2 時間以内	
	一人につき	1 時間超過
児 童	20 円	10 円
中学校生徒	30 円	10 円
高等学校生徒	50 円	20 円
一 般	70 円	20 円

- 昭和 49 年に時間制を廃止し、1 日制に改正（改正経緯は不明）

種 別	1 日 1 人につき
児 童	50 円
中学校生徒	100 円
高等学校生徒	
一 般	200 円

- 昭和 54 年に入間市運動公園のプール設置に併せて、施設の維持管理に必要な財源確保のため、それぞれの料金を現行料金に改正

児童（50 円⇒100 円）、中学校生徒・高等学校生徒（100 円⇒200 円）、一般（200 円⇒300 円）

### ③ 野球場

- 昭和 41 年に使用料を下記のとおり設定

区 別	平 日			土曜日			休 日		
	午前	午後	1 日	午前	午後	1 日	午前	午後	1 日
一般	300	400	600	300	500	700	400	500	800
児童、生徒 スポーツ団体	150	200	300	150	250	350	200	250	400

上記は、市内居住者の場合。市外居住者は倍、入場料またはこれに類する料金を使用する場合は、一般料金の 10 倍

- 昭和 54 年に施設の維持管理に必要な財源確保のため、使用料を下記のとおり改正

平 日		土曜・日曜日（休日）	
半日	1 日	半日	1 日
700	1,400	1,000	2,000

児童・生徒、スポーツ団体は、上記金額の半額。市外居住者は、倍入場料またはこれに類する料金を使用する場合は、下記のとおり  
半日：5,000 円、1 日：10,000 円